しゅうがくえん じょ

就学援助 継続手続きのお知らせ

(令和2年9月~令和3年8月分)

現在就学援助を受給中の方の受給期間は、令和2年8月までです。令和2年9月~令和3年8月も引き続き援助を希望される場合は、別紙「就学援助継続申請書」をお子さんの通学先の学校へ提出してください。

1 提出期限

6月10日(水)までに学校へ提出

6月10日(水)までに提出できない方は、**後日提出する旨を学校へご連絡ください。** 継続認定が認められるのは、9月24日(木)までに学校へ<u>不備のない</u>書類を提出された方です。 書類の提出遅れや不備がありますと9月1日に継続認定されません。ご確認の上、提出してください。 【注意事項】

- ① 援助を希望するお子さんが2人以上いる方は、それぞれ申請してください。
- ② 認定は、今回申請される内容で行います。申請後、世帯状況が変わる(保護者変更、再婚、転居、祖父母と同居等)場合は、必ず、すみやかに学校へご連絡ください。
- ③ 後日、提出された書類に修正や誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。
- ④ 申請内容に疑義がある場合、職権で世帯状況や所得等の確認をさせていただく場合があります。

2 支給内容(令和2年4月時点での予定です)

				• •					
		令和2年9月~12月分 10月26日頃支給		令和3年1月~3月分 1月25日頃支給	令和3年4月~8月分 6月1日頃支給				
学	小学校1年		320 円	3, 240 円	【新学年の欄をご覧ぐ	(ださい]			
用用	小学校2~6年	5,	040 円	3,780 円	6,680 円				
用品費等	中学校1年	8,	200 円	6, 150 円	10,690 円				
等	中学校2・3年	9,	000 円	6,750 円	11,560 円				
入学準備金		小 6 60,000 円 2月25日頃支給							
卒業アルバム代等		小6· 中3 3/	3/1 時点で就学援助を受け、卒業アルバム等を購入する児童生徒に支給						
学校給食費		全学年中	学校長から給食実施機関に支払い(保護者に直接支給はされません。) 中学校でスクールランチ実施校は、実際に飲食した金額を保護者に支給 4月分は6/1頃、3月分は3/31頃、その他の月は翌月25日頃支給						
野外活動費		1.	実施時点で就学援助を受け、野外活動に参加した児童生徒に支給 支給は実施後(通常 2~3 ヵ月後になります。)						
個	冬学旅行費		実施時点で就学援助を受け、修学旅行に参加した児童生徒に支給 支給は実施後(通常 2~3 ヵ月後になります。) 実費物						
特別な教育的配慮により、小学校 4 km以上・中学校 6 km以上の通学距離がある学校 通学交通費 交通機関を利用して通学する児童生徒に実費を支給(特別支援学級への通学につい 学距離を問いません。) 支給月は7月、10月、1月									
学校病医療費 学校の指示で治療した学校病の治療費を、学校長から医療機関に支払い (保護者に直接支給はされません。)									
	学校生活管理 指導表文書費 全 学 年 食物アレルギー、心臓・腎臓関連の疾患に関して医師が作成する学校生活管理指導表の文書料を支給。医療機関の領収書が必要 4、5月分は6/25頃、その他の月は翌月25日頃支給								

- ※ 生活保護受給世帯は、修学旅行費、学校病医療費のみ就学援助の支給費目です。他の費目は生活保護の対象であり、社会福祉事務所(区役所民生子ども課)から支給されます。
- ※ 学校病とは、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、むし歯、アデノイド、寄生虫病、特定の皮膚病です。治療の際には、必ず「治療明細書」等を事前に学校から受け取り、医療機関へお持ちください。なお、子ども医療証、ひとり親家庭医療証がある場合は、そちらを優先します。
- ※ 支給時期は若干ずれることがあります。

3 就学援助の対象となる方と必要となる書類について

就学援助継続申請書の「同意」欄に記名・押印された場合、継続認定にあたり必要な情報を教育委員会で確認しますので、添付書類(児童扶養手当証書・市民税県民税証明書など)は必要ありません。

ただし、令和2年1月2日以降に名古屋市に転入された場合や所得の申告をされていない場合など、教育委員会で確認した結果、必要な情報が得られない場合は、別途、必要書類を提出していただきます。単身赴任などにより、世帯に含まれるが、住所が異なる方がいる場合は、教育委員会が、必要な情報を取得することができないため、必要書類を提出していただきます。

また、「同意欄」に記名・押印されない場合は、以下の区分ごとに必要書類を添付してください。

申請項目		添付書類(「同意欄」に記名・押印しない場合など)						証明書の発行場所	
1	生活保護法に規 定する要保護者	不要							
2	令和元年4月2日 以降生活保護が 停止または廃止 された方	不要(原則) ※世帯変更を理由として廃止された場合(再婚等)は該当しません。							
3	児童扶養手当が 支給された方	児童扶養手当証書 ※社会福祉事務所長の押印がされたページのコピーが必要です。 ※受給期間が【令和元年11月以降】であることが必要です。 ※児童手当、ひとり親家庭手当、愛知県遺児手当、特別児童扶養手当 は該当しません。							
4	経済的にお困りの方	市民税県民税証明書【令和2年度(令和元年分所得)】(コピー可) ※世帯全員分必要です(所得税法上扶養されている方、高校生以下の方は除く)						市税事務所・出張所、 区役所・支所の税務 窓口	
		この項目で申請できるのは、世帯全員の令和元年の所得の合計額が下の所得基準額以下の場合です。							
		世帯の人数	2 人世帯	3 人世帯	4人世帯	5 人世	:帯	6人世帯	
		所得基準額 (収入目安)	246 万 9 千円 (376 万円)	276 万 9 千円 (414 万円)	314 万 6 千円 (460 万円)	372 万 6 (533 万		409 万 7 千円 (579 万円)	
		・7人世帯以上は6人世帯の所得基準額に1人増すごとに48万9千円を加えた額。 ・上段の所得基準額が認定基準です。下段()の額は給与所得者の収入額の目安です。 ・生計を維持している方の傷病や失業(解雇、倒産)などやむを得ない事情で収入が激減した場合や コロナウイルス感染症の影響を受け収入が激減した場合は、所得が基準額を超過しても配慮する 場合があります。 学校へご相談ください。(定年・自己都合退職は該当しません)							

注1 就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。<u>祖父母等で生計や住民票を別にしていても、同じ家に住んでいる方は同一世帯とみなします。単身赴任などにより、同じ家には住んでいないが、その世帯の生計を維持している方も</u>同一世帯に含みます。<u>同一世帯の方全員</u>を申請書の世帯状況欄に記入してください。

注2 世帯全員が、同じ項目に該当していることが必要です(申請項目3を除きます)。

4 その他

- ・ 令和3年4月~8月の認定・支給については、令和3年度予算の成立を前提にしています。状況によっては、この案内のとおり認定・支給されないことがありますのでご留意ください。
- ・ 今年度中学校を卒業されるお子さんの援助の期間は、令和3年3月までです。
- ・ 学校徴収金のうち就学援助の対象となっているものについて未納が生じた場合、口座振替の申し込みが されていても、学校に支払う場合があります。
- ・ 同意に基づき、教育委員会が就学援助受給資格の審査のために必要な情報(住民基本台帳情報・生活保護情報・児童扶養手当情報・所得情報)を閲覧・確認した結果、申請内容に疑義がある場合、事情を確認する場合があります。

*ご不明な点は、名古屋市教育委員会学事課(TEL972-3217 FAX972-4175)または通学先の学校へお問い合わせください。